

経済産業省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
32	A 権限 移譲	その他	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	<p>【提案にあたっての基本的な考え方】 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要となる人員・予算も含め府県域を越える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。</p> <p>【制度改正の必要性等】 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法に係る消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分(業務停止命令)を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このため、消費者庁長官から委任を受けることで効果が全国に及ぶ広域的な行政処分、または各府県が連携し連携府県に効果が及ぶ行政処分であれば、処分の効果は限定的となる。 現行、各府県においては、複数府県にまたがる広域的な事案について、個別事案の発生の都度、関係府県間などでの連携により対応しているところであるが、消費者被害への対応は、各府県の消費生活センターの窓口での相談対応における事案の把握を通じ、広域的な事案に備えた連携体制を構築し、常日頃から広域的に網をかけていくことが重要である。 一方、広域的な事案については、経済産業局においても実施されており、二重行政となっている。そのため、広域的な事案については、経済産業局が行うよりも消費者相談窓口があり、また、同じ相談窓口を持っている市町村との緊密な連携が可能である構成府県と一体的に事務を行うことができる。関西広域連合が行うことで、広域的な消費者トラブルへの事業者の処分等について二重行政の解消を図ることができる。 なお、関西広域連合では、他分野においても、府県職員の広域連合職員の併任辞令の発令などにより、広域的な広域連合の事務と府県の事務を一体的に、効果的かつ効率的に実施し、二重行政にならないようにしており、当該事務においても、そのような体制を構築することを想定している。</p>	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令第19条	経済産業省 内閣府(消費者庁)	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県
54	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	コージェネレーション設備に係る緑地率等の緩和	工場立地法施行規則第4条の「緑地以外の環境施設」として、コージェネレーション設備を追加すること。	<p>【制度改正の必要性】 コージェネレーション(以下「コジェネ」という。)は天然ガス等を燃料として発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収する熱電併給型のエネルギーシステムである。熱と電気を効率よく利用できるため、省エネ、省CO2に非常に効果的であることに加え、分散型電源として電力需給対策や防災対策にも資するものである(コジェネのエネルギー効率は約75%~80%、従来システム(大規模発電所からの送電)のエネルギー効率は約40%)。 太陽光発電施設と同様、コジェネの設置実績も蓄積され2014年3月末時点で累計1,000万kW(原発10基分)を超えた。環境負荷低減技術も低NOx化を始めとし、騒音対策、振動対策等多岐に渡り実施されている。 長期エネルギー需給見通し(案)(平成27年6月経済産業省長期エネルギー需給見通し小委員会事務局作成)では、2030年のコジェネの発電電力量は電源構成の11%(1,190億kwh程度)の導入促進を図るとしており、コジェネの推進は必須である。 埼玉県では分散型エネルギーの構築を進めており、コジェネを再生可能エネルギーとともにその重要な柱として位置付けている。そのため、工場立地法施行規則第4条(緑地以外の環境施設)にコジェネ設備を追加し、緑地面積率・環境施設面積率に算入することで、コジェネの普及を促進しようとするものである。 【支障事例】 市街地に立地する食品工場(神奈川県内)では、敷地が狭く、近隣の住民対策上もコジェネを設置できる場所が限られているため、コジェネに必要な面積(約70㎡、発電能力300kw)を確保できず、設置を見送ったケースがあった。</p>	工場立地法施行規則 第4条	経済産業省	埼玉県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
175	A 権限 移譲	産業振 興	工場立地法第4条の2 の緑地面積率等に係 る地域準則の条例制 定権限等の町村への 移譲	工場立地法第4条の2の緑地面 積率等に係る地域準則の条例 制定権限等の都道府県から町 村への移譲	工場立地法に基づく特定工場の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限については、都道 府県から市まで移譲されているが、企業立地促進法の特例が適用される場合を除き、町村には権 限がない。 このため、周囲の環境と調和のとれる範囲で町村独自の企業支援施策を講じることができない状 況にある。 工場の立地等産業の振興に取り組む町村が、地域の実情に応じた企業支援施策を展開するた め、また、地方分権を推進する観点から、都道府県から町村への権限の移譲を求める。 なお、昨年の提案募集で新潟県聖籠町からの提案に係るやり取りの際に経済産業省から「条例制 定権限を移譲する場合は、併せて必要不可欠」とされた経緯も踏まえ、工場立地法に係る事務(届 出受理、審査、必要な場合には勧告、変更命令、罰則適用)についても、併せて移譲を求める。	工場立地法第4条の 2、第6条、第7条、第 8条、第9条、第10条 等	経済産業省	全国町村会
106	A 権限 移譲	産業振 興	工場立地法における 緑地面積率等に係る 地域準則の条例制定 権及び届出等の事務 の町村への移譲	工場立地法の緑地面積等に係 る地域準則の条例制定権限及 び届出等の権限を都道府県から 町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法の基本計画へ位置付けがない区域において緑地面積等の緩和を行う場合に は、基本計画への区域の位置付けを県に提案し、さらに、県において変更作業を行い、かつ経済 産業大臣の協議・同意を得た上でなければ、緑地面積率等緩和のための条例が制定できない。こ うしたことから、企業ニーズに対応した迅速な措置を講じることが町村では困難となっている。 市と比較すると、スピード感に欠けることから、町村の条例制定権の拡大を求めるものである。 市の場合、周辺環境との調和をより向上させる必要がある区域については、工場立地法により緑 地面積率等を独自に設定することが可能であるが、町村の場合、現行制度では緑地面積率等の 独自設定は不可能となっている。 現行制度では、工場立地法により、県が町村をカバーした条例を制定することも技術的に可能であ るが、地域の実情に応じたきめ細かな対応を行うためには、基礎自治体である町村の条例制定権 の拡大が必要である。	工場立地法第4条の 2、第6条～第10条	経済産業省	栃木県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
291	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	開発許可に係る技術 基準の緩和(緑地帯 その他の緩衝帯の配 置)	都市計画法第33条第1項第10号 に規定する緑地帯その他の緩衝 帯の設計基準について、工場用 地を目的とする開発行為であっ て、工場立地法第4条第1項の 規定に基づき公表する工場立地 に関する準則第4条に規定する 環境施設の配置基準を満たす設 計がなされている場合は適用を 除外する。	【制度改正の経緯・必要性】 開発許可制度においては、良好な宅地水準を確保するため都市計画法第33条で技術基準が規定 されている。この内、一定規模以上の工場用地の造成にあたっては、同条第1項第10号の規定に より、開発区域の境界にそってその内側に造成規模に応じた緑地帯等の設置が求められている。 一方、工場立地法における緑地及び環境施設の設置については、敷地面積に対する緑地等の割 合による総量基準が基本である。また、その割合は、全国的な基準として国準則が定められている ものの、基準の緩和について都道府県及び市に条例制定権が付与されている。 工場敷地内の緑化に関してこの2つの設置規定が存在する状況において、都市計画法施行令第 28条の3ただし書きや工場立地法との整合性を考慮する旨を記載した開発許可制度運用指針は あるが、基本的には、工場立地法の基準を満たしても、都市計画法上、緑地帯等の設置が、位置・ 幅員を特定された上で求められる。 しかし、工場立地法の基準を満たすことで、周辺環境の悪化防止という都市計画法の趣旨は達成 されると考えられることから、都市計画法に規定する緑地帯等の設計基準において、工場立地法 に係る適用除外規定を設けることを提案する。 【制度改正の効果】 現在、開発許可による造成を念頭に既設工場の敷地拡張が計画されている。拡張予定区域の周 辺に家屋がないことなどから、工場立地法に基づく限りでは多様な緑地確保の手法が想定される が、都市計画法の規定に即した位置・幅員に基づく緑地帯等を配置する必要がある。制度改正 が実現すれば、開発区域の実態に即した弾力的な開発行為の誘導が可能となると考える。	都市計画法第33条第 1項第10号、都市計 画法施行令第28条の3、 都市計画法施行規則 第23条の3、工場立 地法第4条第1項第1 号、工場立地に関す る準則第2～4条	国土交通省、経済産業 省	栄町
302	A 権限 移譲	産業振 興	企業立地促進法に基 づく基本計画の協議 申請及び企業立地計 画・事業高度化計画 の認証に係る権限の 移譲	企業立地促進法に基づく基本 計画の作成にあたり、指定都市 の市域内のみを対象とする基本 計画については、これまで都道 府県と連名で行っていた協議申 請を、指定都市単独で申請がで きるようにすることを求める。 あわせて、事業者が各種支援 措置を受けるために必要な「企 業立地計画」及び「事業高度化 計画」の承認権限を、都道府県 から指定都市に移譲することを 求める。	【制度改正の必要性】 企業立地促進法に基づく基本計画について、指定都市の市域内のみを対象とする基本計画にお いては、指定都市のみが事務局となり、基本計画を作成しているケースが見受けられる。 計画の策定にあたり、インフラ整備や農地転用等の企業立地に関する手続き等、都道府県が実 施する事業も検討する必要があるため、都道府県を委員とした地域産業活性化協議会における協 議を経て作成している。協議会の委員に都道府県が加わっていることで、計画策定について都道 府県が関与できる機会は確保されている。 また、事業者が同法に基づく各種支援措置を受けるためには、「企業立地計画」または「事業高 度化計画」を都道府県知事に提出し、その承認を受ける必要がある。しかし、承認事務については 都道府県単独で行われて市町村に情報提供がなされないため、県市の情報共有について問題が ある。 【支障事例】 昨年度末で基本計画の期限が終了するため、新規計画の策定に向けて県と協議を行ったが、原 案の作成から国への協議提出まで約9か月を要した中で、うち相当の時間を県との事前調整(計 画内容の説明、県担当部署への意見照会)に費やしている。 また、「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の承認過程において、基本計画を策定した指定 都市側との協議の場が制度化されていない。市域内における企業支援施策を推進するため、これ らの計画の承認を基本計画を策定した指定都市に権限移譲し、企業の事業計画等の情報一元化 を図る必要がある。	企業立地の促進等に よる地域における産業 集積の形成及び活性 化に関する法律第5 条、第14条及び第16 条	経済産業省	千葉市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
123	A 権限 移譲	産業振 興	中心市街地活性化法 における大規模小売 店舗の立地に係る特 例区域指定権限等の 中核市への移譲	現在、都道府県が持っている 大規模小売店舗立地法に関する 届出の事務処理と中心市街地 の活性化に関する法律の大規 模小売店舗立地法の特例区域 (特例1種、特例2種)の設定に 関する事務処理や権限を県から 中核市に移譲してもらいたい	【支障事例】 今後、松山市の中央商店街で再開発に関する協議会を設立し、当市も協力して当該事業を進めて いく予定であり、その他の区域でも再開発の相談を受けている。 再開発では、商業施設の建設は必要不可欠であり、中心市街地の活性化に関する法律(以下、 法という。)にある第一種特例区域、第二種特例区域の指定が有効であると考えているが、指定ま では、①協議会を設置して市が指定区域案を作成し、住民に対し説明会を行った上で、指定要 請を県に提出し、②県が審議会で意見を図る等している。 法第37条6項等で都道府県等は、特例区域案の作成に当たって必要なときは公聴会等の住民等 の意見を反映させる措置を講じる旨記載されているが、県の方針で住民への説明会は市で行うと されており、説明会を開いたうえで、県へ指定要請を行っているものである。現在、当市では3カ所 が第2種特例区域となっているが、要請した区域案と全て同じであり、効率が悪く、迅速に進めてい きづらい。 例えば、平成26年度に第2種区域を指定要請した際には、要請から県の指定まで2か月強か かった(2月24日要請→5月1日指定)が、当市に権限が移譲されれば、協議会で県の審議会 と同様の議論を行うなど工夫することで、1カ月短縮することができた。 【必要性・解消策】 再開発と特例手続きを当市で一括して進めていくことで効率的な事業実施が可能であり、ひいて はコンパクトシティの実現にもつながるため、特例区域の指定に係る権限を中核市に移譲してほし い。特例の実施は基本計画にも記載し、同意を得ているのであるから、中核市で実施して問題ない ものとする。 なお、その前提として、本則である大店法の届出等も中核市への移譲も併せて求める。	中心市街地の活性化 に関する法律 第37条、38条、39 条、65条 大規模小売店舗立地 法第5条、6条、8条、 9条等	経済産業省	松山市
324	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	大規模小売店舗立地 法における店舗面積 当たり日來客数及び 自動車分担率の原単 位の緩和	店舗面積当たり日來客数と自動 車分担率について、東京都の特 別区内における原単位の扱い を、既成市街地でも適用できるよ う、指針の基準を見直す。	【改革すべき指針の根拠条文】 大規模小売店舗立地法第4条第2項2号イ駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺 の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項 【指針改正の内容】 駐車需要の充足等交通に係る事項①駐車場の必要台数の確保について、注2)「東京都の特別区 内に当該店舗が存在する場合は、「日來客数」については「人口40万人以上」の「自動車分担率」 については「人口100万人以上」の原単位を用いるものとする。」を都市計画法による既成市街地部 分にも適用する。 【指針の改正の必要性】 本指針の基準によれば、既成市街地における公共交通が充実した駅前地区であっても、東京都の 特別区以外では、より多くの駐車台数確保が必要のため、効率的な再開発が進まない要因の一つ となっている。 本指針には、「地域の事情は多種多様であることから、法運用主体が弾力的に判断し、運用を行う ことが期待されているところである。その場合において法運用主体は、需要調整的な運用を行うこ とはもちろん、本指針の趣旨から合理的ではない負担を設置者に求めるようなことがあってはなら ず、また、運用の公平性、透明性が確保されるよう、地域の基準を予め明らかにすることが必要で ある。」と明記されるも、緩和の基準には「東京都の特別区内に当該店舗が存在する場合」と、区域 のみが示されているため、前述した地区であっても地区特性に適した対応がなされず、運用の公平 性、透明性が確保できていない。 結果として、大規模小売店舗立地法の目的(第1条)である国民経済及び地域社会の健全な発展 並びに国民生活の向上に寄与することが進まないことから、本指針についても、より地域の事情を 反映した弾力的な運用が進められるよう基準の見直しが必要と考える。	大規模小売店舗を設 置する者が配慮すべ き事項に関する指針 (平成19年2月1日経済 産業省告示16号) 注2)「人口」とは、立 地市町村の行政人口 をいう。「(C:自動車分 担率)」については「人 口40万人以上」の、「自 動車分担率」について は「人口100万人以上」 の原単位を用いるもの とする。	経済産業省	三鷹市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
64	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法上の許可を受ける義務の廃止	LPガス新型バルクローリ※1について、民生用は液石法※2の充てん設備の許可を受け、工業用は高圧ガス保安法(高圧法)の移動式製造設備の許可を受けて使用されているが、適用される技術基準は同等であり、一部の規定は液石法が優先して適用されることから、高圧法の許可を不要とする。 具体的には、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 ※1 LPガスをタンクに充てんするためのポンプを有するタンクローリで、一定の安全装置等を備えるもの ※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	【提案理由、規制緩和の必要性】 LPガスの新型バルクローリは、主に民生バルク貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルクローリは液石法の規制の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。 このため、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。 【具体的な支障事例】 事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。 【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減	液石法 第37条の4第1項 高圧ガス保安法 第5条第1項(又は第14 条第1項)	経済産業省	富山県
65	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	高圧ガス保安法におけるコールドエバポレータに係る第二種貯蔵所届出義務の廃止	高圧ガス保安法の「第二種製造者」として届け出た「一定規模のコールドエバポレータ」については、同法の「第二種貯蔵所」としての届出は不要とする。 具体的には、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、コールドエバポレータについて第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。	【提案理由、規制緩和の必要性】 次の規模に該当するコールドエバポレータは、事業者「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条第2項第1号)、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と比較し、第二種貯蔵所に追加的に適用される規制が帳簿の記載・保存義務(第60条)のほかはなく、両方について届け出することは、事業者にとって手続きが煩雑であり、負担が大きい。 このため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。 ■処理能力 1日30m ³ 以上100m ³ 未満(比較的安価な不活性ガスの場合は1日30m ³ 以上300m ³ 未満) ■貯蔵量 300m ³ 以上1,000m ³ 未満(不活性ガスの場合は300m ³ 以上3,000m ³ 未満) 【具体的な支障事例】 事業者は、第二種貯蔵所の届出に関する書類(A4紙ファイル1冊分)の作成が負担となっている。 【期待される効果】 手続きの1本化による事業者負担の軽減	高圧ガス保安法 第5条第2項第1号 第17条の2第1項 第60条	経済産業省	富山県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
201	A 権限 移譲	消防・防 災・安全	高圧ガスの製造等の 許可等に係る事務・権 限(特定製造事業所 等に係るもの)の指定 都市への権限移譲	「平成26年の地方からの提案 等に関する対応方針」(平成27 年1月30日閣議決定)において、 指定都市の区域内における高圧 ガスの製造等の許可等に係る事 務・権限(特定製造事業所等に 係るものを除く。)を都道府県か ら指定都市に移譲するとされ、法 令整備が進められているが、特 定製造事業所等に係るものにつ いても指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 高圧ガスの製造等の許可等に 係る事務・権限の移譲は、「消防 法に基づく危険物の保安業務と 一体的に事業者への指導監督を 行うことによる、保安体制の充 実」を目的としており、近年、 重大事故が発生している特定製 造事業所等に係る事務・権限を 移譲対象から除外することは、 本来の目的に逆行しているとし か考えられない。経済産業省産 業構造審議会保安分科会高圧ガ ス小委員会(平成27年3月12 日開催)では、移譲対象から除 外する理由として、「爆発等の危 険のある高圧ガス、危険物及び 毒劇物等が多数の設備機器に大 量に集積されており、しかも、 それら設備機器が近接して設置 され、生産プロセス上相互に密 接な一体関係に置かれているこ とから、災害発生時には、その 被害が市域を越えて広域的なも のとなる恐れがあるため。」と されているが、指定都市は現在 もコンビナート地域に所在する 危険物製造所等の設置の許可等 の事務及び災害対応を行っている こと、及びコンビナート地域にお ける災害発生時は、石油コンビナ ート等災害防止法に基づき災害 の拡大防止等が図られることか ら、当該理由に矛盾が生じてい る。なお、被害が市域又は県域 を越えて広域的なものとなった 場合でも、消防相互応援協定や 緊急消防援助隊の制度により現 在も対応している。 また、特定製造事業所等の施設 の多くは、消防法及び高圧ガス 保安法の規制を受ける施設(高 危険施設)であり、申請窓口を一 本化して事業者の負担を軽減す るという地方分権の基本的な考 えから外れるものである。	改正後の高圧ガス保 安法第79条の3	経済産業省	指定都市市 長会
294	B 地方 に対する規制 緩和	環境・衛 生	動物生態調査用遠隔 測定発信器に係る火 薬類取締法の規制緩 和	野生動物対策を効果的に進める ために、一定量以下の火薬類を 使用する動物生態調査用遠隔 測定発信器について、無許可譲 受での購入を可能とする、又は、 届出制とする等の取扱いとする。	【具体的な支障事例】 野生動物調査用に用いられる首 輪型の遠隔測定発信器は平成24 年度の経済産業省での検討を 経て、火薬を使用した発信器は、 火工品として火薬類取締法の規 制対象とされた。 他方、神奈川県では、通常の有 害鳥獣対策では対応が難しい高 標高域でシカが高密度で定着し 、シカの採食による林床植生の 著しい衰退や、植生が消失した 場所での土壌流出が深刻化して いることから、森林が持つ水源 涵養機能の喪失等、従来の農林 業被害を超える社会的リスクが 非常に高まっており、クマ等の 人里出没等の問題にも影響して いる可能性がある。こうした状 況の下、広域で野生動物の行動 を調査することがますます重要 になっている(環境省が所管す る法律、ガイドライン等や農林 水産省の「野生鳥獣被害防止マ ニュアル」でも科学的データに 基づく野生動物の保護及び管理 の重要性が示されている)。 しかし、火薬類取締法において 発信器の譲渡又は譲受に許可が 必要となっているため、譲渡の 許可申請を行い、許可を受けて から発信機を発注して納品され 使用可能となるまでには、概ね 3ヶ月以上を要し、迅速な調達 が困難であり、特にクマの人里 への執着が多発するなど突発的 な場合の対策等に支障を来すお それがある。 【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では基本性能の高さ、脱落 回収の作動の確実性から、脱落 装置に火薬を用いた発信器を採 用している。動物の出没状況に 応じて臨機応変に対応し、一連 の作業を円滑かつ迅速に実施す るためには、発信器について無 許可譲受で購入可能とする、又 は、届出制とする必要がある。	火薬類取締法第17条 第1項	経済産業省	神奈川県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
74	A 権限 移譲	環境・衛 生	・採取計画の認可事 務等の都道府県から 市町村への移譲	県等が所管する砂利採取法に 基づく権限のうち、砂利採取計 画の認可事務等について、市町 村がその役割を適切に担えるよ う権限移譲を求めるもの。	富山県は、南部に北アルプス・立山連峰といった山々を有し、山に積もった雪は、春先に雪解け 水となり、地表や地中に流れ入ります。 このような地理的要因もあり、本県は豊富な地下水資源を有しており、昭和60年には環境庁（現 在の環境省）が、きれいな水で、地域住民等による保全活動がなされている名水や故事来歴を有 する名水を選定した「昭和の名水百選」と、平成20年に選定された「平成の名水百選」にそれぞれ4 か所ずつ、合わせて8か所が選ばれています。 このような環境のなか、陸砂利採取を地域の実情が勘案されないまま認可されれば、貴重な地下 水脈の毀損や、泥水の混入等による飲用地下水、海洋の汚染等がすすみ、生活・環境などの面 で悪影響が出るのが懸念されます。 砂利採取法第36条では、採取業者から砂利採取計画の認可（変更含む）の申請があった時及び 採取業者に処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務が課され ていますが、本県では防災上問題がある場合にのみ県と関係市町村が協議することができることとさ れており、その他の理由では県が行う認可・不認可について、市町村が関与する余地がない状況 です。 このような状況のなか、いったん問題が発生してしまえば採取前の環境に戻すことは難しく、市内 では、採取の認可が下りた場所から地下水が漏れ出し、溢れかえっているというような事例も発生 しています。また、採取した場所を埋め戻す際、ダイオキシンなどで汚染された土壌を使用していた 場合、土が締まっておらず、降雨や水田の再開などで汚染物質などが地下水に流入し、健康被害 が発生し、通報のあった時には手遅れである。といった問題が懸念されます。 このことから、地域の実情にあわせて適正な砂利採取が行われるよう、今回の提案募集で権限 の移譲を要望するものです。	砂利採取法 ・採取計画の認可 《法第16条》 ・認可の基準《法第 19条》 ・変更の認可等《法 第20条第1項・同2項・ 同3項》 ・認可採取計画の変更 命令《法第22条》 ・緊急措置命令等 《法第23条第1項・同2 項》 ・廃止の届出《法第 24条》 ・認可の取消し等《法 第26条》 ・報告の徴収《法第 33条》 ・立入検査等《法第 34条2項》 ・都道府県知事への通 報等《法第36条第3 項》 ・聴聞の特例《法第 38条第1項》 ・国等に対する適用	経済産業省	滑川市
76	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	特定計量器(質量計) 定期検査の規制緩和	特定計量器(質量計)定期検査 周期(2年に1回)の規制緩和に ついて	【特定計量器(質量計)定期検査に係る規制緩和】 特定計量器(質量計)は2年に1回の定期検査が義務付けられているが、当制度は度量衡法を前 提とした昭和26年当時から現在の計量法に至るまで継続されている。 実際、本市では、4名の職員で年平均1,500台もの特定計量器の定期検査を行わなければならない 状況である。 平成17年から製造・出荷されている計量器については、日本工業規格(JIS)に対応する製品と なっており、計量器の信頼性が高まっており、昭和26年当時とは状況は大きく異なっている。実際、 本市では検査に不合格になる特定計量器は、1%以下(うち全てが平成17年以前に製造の計量 器)に留まっていることや、所有者の管理意識が向上していることから適正計量は以前に比べ確保 されていると考える。 また、平成20年の計量制度検討小委員会でも製造技術の向上や、適性計量についての確認手 段の充実により必要最小限の規制対象とするとの記載があり、検査周期を4年に1回にするなどの 規制緩和が必要ではないかと考える。	計量法第19条1項 計量法第21条1項	経済産業省	郡山市 太子町 田川市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
161	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	特級基準分銅の検査 証印有効期間の延長	基準器検査規則第21条の二の ハにより、有効期間が3年に定め られているが、一級基準分銅の 有効期間と同様、5年と緩和して いただきたい。	【制度改正の必要性】 基準器(特級基準分銅)は基準器検査規則第21条の二のハにより、有効期間が3年に定められて いるが、校正施設(産業技術総合研究所つくばセンター(※))への輸送等に多くの費用(搬送委託 の場合は5万円程度、直接持込の場合は6万5千円程度)が必要であること、検査期間も1~2ヶ月 を要すること、また、輸送による振動や損傷等のリスクがあること等、支障が生じている。 ※平成26年4月から、大阪でも実施していた法定計量業務がつくばセンターに集約されたため、検 査を受ける際は、全都道府県のどの自治体であってもつくばセンターへ輸送や直接持込を行うこと となっている。 加えて、特級基準分銅の使用頻度は、年間2回程度と少ない。 経済産業省の計量制度検討小委員会の平成20年の報告書においても「取引又は証明における 当事者同士が計量に関する技術的知見を有していたり、JCSS35の校正証明書や民間による第 三者認定・認証制度など取引相手の正確計量についての確認手段が充実してきていることや、 ハードウェアの性能が向上し、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する可能性が低いことを 踏まえ、計量器毎の使用実態を見つつ、国や地方公共団体の関与を真に必要なものにする」と記 載されているとおり、手入れ等の管理を万全にしていれば、有効期間が延長されたとしても合格基 準を満たす可能性が高い。実際に、岐阜市においては、これまで不合格となった実績はなく、自治 体の計量業務の適切な実施の観点から見ても、過度な規制ではないかと考えられる。 特級分銅に比べ使用頻度の高い一級基準分銅の有効期間は5年であることから、これと同様に 有効期間を5年に緩和していただきたい。	計量法第104条第2項 基準器検査規則第21 条の二のハ	経済産業省	岐阜市
107	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業・小規模事 業者ワンストップ総合 支援事業の都道府県 への移譲	各都道府県の中小企業・小規模 事業者ワンストップ総合支援の 体制整備に必要な「よろず支援 拠点」及び「コーディネーター」選 定等の事務を、必要となる人員、 財源とともに、中小企業庁から各 都道府県へ移譲する。	【制度改正の必要性】 中小企業は多種多様であるとともに地域毎の特性があるため画一的な運用を行うべきでなく、地域 の実情に応じて、長期的な視点に立ちながら重点的・効果的・効率的な施策を展開することが望ま しい。 支援の質を一定以上にすることが必要だとすれば、国の要領等やコーディネーター等を対象とした 研修会等を国が実施することで都道府県間のレベルの統一等は可能と考える。 【支障事例】 所謂小規模基本法、小規模支援法の趣旨に基づく、小規模企業の持続的な発展や県、市町で策 定中の地方創生総合戦略の着実な推進のためには、各種支援機関同士の緊密な連携により、国 のみならず県、市町の施策を多くの企業に有効に活用してもらうことが重要である。 栃木県においては中小企業支援の中核的な役割を担う(公財)栃木県産業振興センターが事業を 受託しているが、当該センターと「よろず支援拠点」の2つの総合的支援窓口があることや、地方公 共団体の関与がないため、地域で実施している各種支援事業と連動した効果的・効率的な運営が できていない。 「よろず支援拠点」には市町との連携に関するノウハウが無く、連携が必要な際には、県の関与が 必要であり非効率的である。また、「よろず支援拠点」の支援情報等が県にないため、商工団体等 と連携して実施するセミナー開催等について、事前に県の事業との棲み分けができない。 中長期的な視点に立った、県、市町、商工団体等支援機関の連携による伴走型支援体制を構築 する中、国の方針によってその存立が左右される「よろず支援拠点」を位置づけることが難しい。 【財源スキーム】 経産省一県(交付金)→よろず支援拠点(委託費)	中小企業・小規模事業 者ワンストップ総合支 援事業公募要領	経済産業省(中小企業 庁)	栃木県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
292	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業・小規模企 業者ワンストップ総合 支援事業(よろず支援 拠点事業)の移譲等	県が行っている中小企業支援事 業の更なる強化を図るため、国 が実施している中小企業支援事 業(よろず支援拠点事業)の移譲 又は国・県で協調した事業の実 施を求める。	【具体的な支障事例】 県が中小企業支援センターに設置する「ワンストップ相談」の窓口と、国が設置する「よろず支援 拠点」の窓口が分かれていることで、どちらにどのような相談をすべきかが不明確で相談者にとつ て分かりにくい状態となっている(別添参照)。 また、県が中小企業支援センターに配置している「マネージャー」と国のよろず支援拠点に配置し ている「コーディネーター」は、経済産業局の指導を受け、同様の業務を行っているにもかかわらず 別々に任用しているため、支援業務が非効率となっているとともに、双方の連携強化に支障が生じ ている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 権限移譲等により、都道府県の実施する事業と連携し、地域の実情を適切に反映することで、よ り効果を上げることが期待される。また、「マネージャー」と「コーディネーター」の業務を可能とす る、「よろず支援拠点」における相談管理のための「相談カルテ」を支援機関の実情に合わせてカス タマイズ可能なものとして、相談案件の一体的管理を可能とするなど、運用を改善した上で、都道 府県支援センターで長期的に取り組むことが出来るようにすれば、サービスの面でも、支援スキル の浸透の面でも、より実効をあげることが出来る。	中小企業・小規模事業 者ワンストップ総合支 援事業公募要領	経済産業省 (中小企業庁)	神奈川県
183	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	セーフティネット保証 (5号:業況の悪化して いる業種)の認定要件 への「利益率減少」の 追加等及び指定業種 の見直し	中小企業への支援を充実し、 地域の維持・発展を図るため、 円安による原材料の高騰等にも 対応するよう、認定要件に「利益 率減少」を加えるとともに、とり わけ事業基盤が比較的脆弱な小 規模企業については、認定要件 の更なる緩和を求める。 併せて、指定業種の見直しを 求める。	【制度改正の必要性・支障事例等】 全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を対象としたセーフティネット保証(5号) の認定に当たっては、「売上高が前年同期比5%以上減少している」又は「原油等について、仕入 価格が20%以上上昇しているにも関わらず製品価格に転嫁できていない」ことが要件となってい るが、売上高の減少に歯止めがかかっている、又は持ち直しているものの、円安による原材料(原油 等以外も含む。)の高騰や人件費の増加等の影響で、利益率が悪化している中小企業も少なく ないと考えられる。 また、指定業種数が見直し等により減少しており(※)、この結果、本市では、京都ならではのもの づくり産業(伝統産業関連業種)のうち、清酒製造業(日本酒)や絹・人絹織物業(西陣織)等が指定 から除外され、資金繰りに窮するなど、衰退の危機にさらされている事業者もある。 ※全業種(1133業種)を指定対象とする措置が終了した平成24年11月1日時点:686業種 →平成27年4月1日時点:254業種(△432業種、△63.0%) 【見直しによる効果】 当該認定要件の緩和及び指定業種の見直しにより、中小企業への支援が充実され、地域の維 持・発展に寄与することができる。	中小企業信用保険法 第2条第5項第5号 特定中小企業者認定 要領4(5)	経済産業省	京都市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
270	A 権限 移譲	産業振 興	小規模支援法に基づく経営発達支援計画の認定、変更等に係る経済産業大臣権限の都道府県への移譲	小規模支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)に基づき (1)商工会・商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に関する認定・公表、変更、取り消しの権限を都道府県に移譲すること。 (2)改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に係る事務権限(補助要件の設定、公募、審査・採択、補助金交付等)を移譲すること。	【提案の経緯・事情変更】 小規模事業者に対する支援は、三位一体改革の中で国の地方への関与が見直され、都道府県が関係機関等との連携・協力の下に地域の特性や実情に応じた支援施策を展開しているところであるが、平成26年9月に施行された改正小規模支援法では、「経営発達支援計画」の認定等の事務は国の役割とされ、審査の過程で都道府県への参考意見の照会はあるものの、都道府県が直接関与出来ない仕組みとなっている。こうした仕組みの導入を契機に、今後、国の関与の強化や都道府県を介さない補助金の拡大なども懸念される。 【支障事例等】 経営発達支援計画の認定審査は、国が審査会を開催し外部有識者による評価が行われているが、書面審査にあたる外部有識者や民間のコンサルタント等は各地域の実情を熟知しているとは必ずしも言えない。 第1回認定作業が当初は平成27年3月末の予定で進められていたが、大幅にずれ込み、平成27年5月末においても認定時期が明確に示されていない。 また商工会・商工会議所が「経営発達支援計画」の策定に当たって実施するマーケティング調査等を支援する、小規模事業推進対策推進事業における「改正小規模支援法に基づく伴走型支援に関する補助金」については、未だその詳細が示されていない状況である。 【効果・必要性】 各都道府県が地域の実情を踏まえて認定等の事務を行うことにより、全国一律の基準により計画の認可が左右されることなく、より地域の特性や実情を反映した支援計画の策定が可能となる。 各都道府県が商工会等に交付するスキームとすることで、地域特性や小規模事業者の実情に応じた補助事業の要件設定が可能となり、より効果的に小規模事業者が支援できる。	小規模支援法第5、6条 改正小規模事業者支援法に基づく伴走型支援に関する補助金	経済産業省(中小企業庁)	兵庫県、滋賀県、京都府(1)のみ、和歌山県、関西広域連合
293	A 権限 移譲	産業振 興	中小企業再生支援に関する事務の移譲等	県が、創業から再生まで、企業の成長段階に応じた一貫した支援を主体的に実施するため、国が行っている中小企業再生支援事業の移譲又は県の関与の拡大を求める。	【具体的な支障事例】 小規模企業を含む中小企業が、地域で事業を持続し、成長発展していくためには、企業の発展段階に応じ、地域の実情を適切に反映したきめ細かな支援を実施していくことが不可欠であり、再生支援業務についても、県が、地域の実情や再生支援に至るまでの支援の経緯も踏まえながら主体的に関与することが望ましい。 しかし、例えば、法律や平成25年の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」上、中小企業再生支援について国と地方公共団体が相互に連携して取り組むこととなっているが、県の職員が参加して行う協議会の全体会議は、通常年1回の開催であり、会議で配布される支援先の情報も会議終了後直ちに回収される状況である。 また、協議会が持つ支援先企業の情報について、協議会事務局職員以外の県支援センター職員には一切開示がされず、県及び県支援センターは主体的に支援に関与できない状況となっている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 県及び県支援センターとの実質的な連携を確保し、支援先に関する情報を共有し、県支援センターが主体性を発揮できる仕組みとした上で、支援手法によって協議会事業と支援センター事業で役割分担する(例えば、債権者調整は協議会、経営改善は支援センターなどとする)ことや、プロジェクトマネージャの選任のプロセスへの県の実質的関与を強化することで、県支援センターの一貫した支援の範囲を拡大することが出来る。 なお、金融検査上や税制上の取扱いを維持した上で、再生支援を一層推進していくため、国において金融検査マニュアルなどの整合が図られた適切なマニュアルを整備し、都道府県と共有するべきであると考え。	産業競争力強化法第127条、第128条	経済産業省(中小企業庁)	神奈川県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
313	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援事業計画の 認定権限の都道府県 への移譲	創業から創業後のフォローア ップまで一貫した支援を、地方が、 地域の実情に応じて、主体的・ 効果的に行えるよう次のとおり提 案する。 ① 創業支援事業計画の認定権 限の都道府県への移譲 ② 創業・第二創業促進補助金 に係る権限及び交付事務に係る 財源を都道府県へ移譲	地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創 業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支 援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対 し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援 に取り組める環境にない。 そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で 積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業と の一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した 創業支援を行うことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、 (公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に 努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度か らは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催 や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。 しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関 係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少する とともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。 創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して 同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の 交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた 募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能 であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。 以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び 財源の都道府県への移譲を提案する。	産業競争力強化法 第113条、114条、137 条3項 創業・第二創業促進補 助金	総務省・経済産業省	香川県 徳島県
52	A 権限 移譲	産業振 興	創業支援に関する事 務・権限の都道府県 への移譲	経済産業局等が行っている創業 支援に関する事務・権限を都道 府県へ移譲し、集中させること。	【制度改正の必要性】 地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町 村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有 する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップでより効果的・効率的に行 える。 創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的 な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援セ ンター埼玉を開設しており、平成26年度までに2,235社の起業実績を上げている。国と都道府県に 分かれている創業支援を都道府県が一元的に行えば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の 市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。 【支障事例】 身近な県で創業に向けた助言等を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金確保 するために国側の手続の窓口に向かなければならないことが二度手間になっている現実がある。 また、国の補助対象事業に適合させるため、創業・ベンチャー支援センター埼玉等とは異なる 助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。 創業・第二創業促進補助金(H24～25は地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、 25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経 済産業省が委託した民間企業1社が事務局になったので、都道府県との関係が希薄化している。	経済産業省組織規則 第231条19号等 創業・第二創業促進補 助金募集要項	経済産業省、経済産業 省(中小企業庁)	埼玉県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
230	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	地域団体商標の申請 手続の簡略化	地域団体商標の周知性に係る 出願人所在地以外の都道府県 については情報提供のみを行 い、照会を廃止する	地域団体商標については単一の都道府県で周知されているだけでは登録要件を満たさないこと から、出願人の所在地以外の都道府県へも、特許庁により周知されているか照会されている。 しかし、他都道府県に所在する団体が出願する地域団体商標について、照会に添付されている 回答要領に記載されている報道、記事掲載等の実績等の周知性を回答するには、地方新聞紙な どのメディア報道実績や事業者が配布しているパンフレットやチラシ等の広報物の回付状況を調査 する必要があるが、当該実績があつたとしても周知性を判断することは難しく、また出願人が管轄 区域内で活動しているかも不明なため対応が困難であることから情報が無いとして回答するしか ない状況である。 実態としては、出願者自身等において周知性を証明していることから、一斉照会を廃止し、出願 人の所在地以外の都道府県には情報提供のみを行い、出願人の所在地である都道府県のみ回 答するものとする。各都道府県への照会と各府県における対応、とりまとめ作業を省力化し、 手続きの迅速化を図る。	商標法第7条の2 商標法第77条第2項 特許法第194条2項 調査事項に対する回 答要領2(1)	経済産業省(特許庁)	京都府 兵庫県、鳥 取県、徳島 県
116	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	原子力発電施設地 域共生交付金の交 付対象事業への弾 力的な充当	当交付金は県が作成し、国の 承認を受けた地域振興計画に基 づき交付されるものであるが、入 札減少が生じ、執行額が事業 ごとの計画額を割り込んだ場合 には、他の事業に充当できず、 交付限度額どおりの交付を受け ることができない。 原子力発電施設地域共生 交付金交付規則第3条第3項に 規定する大臣の承認が必要な地 域振興計画の柔軟な変更等によ り、交付金が地方の実施事業に 十分活用できるような制度とし てほしい。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入 札減少が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交 付限度額どおりの交付を受けることができない。 (当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるもので あり、本県の場合、核燃料サイクル交付金では基金を造成しているのに対し、共生交付金は当該 年度での実施事業費を申請している。 共生交付金もサイクル交付金と同様に、基本的には、入札減少などの発生により、その年度の その事業の交付金充当実績額が計画額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地 域振興計画の変更により翌年度以降の同事業に充当することができることになっている。 現在のところ、地域振興計画書に位置付けた個別事業ごとの交付金充当額に変更は生じていな いが、今後、事業最終年度に入札減少が発生し、個別事業ごとの事業費に充当できず、個別 事業間での流用ができなければ、サイクル交付金と同様に、交付限度額(25億円)どおりの交付を 受けることができない懸念がある。) 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当する ことにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の原子力発電施設の長 期的な運転の円滑化に資することができる。	原子力発電施設地 域共生交付金交付 規則第3条	経済産業省(資源工 ネルギー庁)	愛媛県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
117	B 地方 に対する 規制 緩和	産業振 興	核燃料サイクル交付 金の交付対象事業へ の弾力的な充当	当交付金は県が作成し、国の 承認を受けた地域振興計画に基 づき交付されるものであるが、入 札減少が生じ、執行額が事業 ごとの計画額を割り込んだ場合 には、他の事業に充当できず、 交付限度額どりの交付を受け ることができない。 核燃料サイクル交付金交付規 則第3条第3項に規定する大臣 の承認が必要な地域振興計画 の柔軟な変更等により、交付金 が地方の実施事業に十分活用 できるような制度としてほしい。	【支障事例】 現行制度は、県が作成し、国の承認を受けた地域振興計画に基づき交付されるものであるが、入 札減少が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の事業に充当できず、交 付限度額どりの交付を受けることができない。 (当交付金は、同交付金交付規則第3条第3項に定める地域振興計画に基づき交付されるもので あり、本県の場合、事業実施の前年度までに、同交付金により基金を造成し、その基金を取り崩す ことによって、地域振興計画に定めた事業を実施している。 基本的には、入札減少などの発生により、その年度のその事業の交付金充当実績額が計画 額を割り込んだ場合には、その割り込んだ額については、地域振興計画の変更により翌年度以降 の同事業に充当することができることになっている。 しかし、平成22年度の伊方町の防災行政無線整備事業に要する財源は、平成21年度に交付申 請し交付決定を受け積み立てたものであり、22年度に入札減少が発生したが、単年度事業で あったため、翌年度以降に活用することができず、国へ返還した経緯がある。 本制度は60億円を限度として交付されるものであるが、本県では、この入札減少金を返還して おり、限度額どりの交付を受けることができない見通しであるため、地域振興計画の変更承認等 により、サイクル交付金を活用する予定事業の中であれば、交付申請内容と異なる事業への充当 も可能となるような制度とし、交付限度額全額の事業への充当ができるようにしていただきたい。) 【効果】 大臣の承認が必要な地域振興計画の柔軟な変更等により、入札減少金を他の事業に充当する ことにより、交付金が地方の実施事業に十分活用できることとなり、一層の核燃料サイクル施設の 設置及び運転の円滑化に資することができる。	核燃料サイクル交付 金交付規則第3条	経済産業省(資源エネ ルギー庁)	愛媛県
98	B 地方 に対する 規制 緩和	土地利 用(農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続に関し、 以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期間が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりにより多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する状況があるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自身が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり 、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用(農地 除く)	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	<p>条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画記載項目の共通様式化による合理化 ・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整 	<p>【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。</p> <p>【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。</p> <p>特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合は、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。</p> <p>【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。</p>	<p>過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条 山村振興法第7条、第8条 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第4条</p>	<p>総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省</p>	<p>山口県 広島県</p>